

第37回鳥取地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和4年9月12日（月）午前10時00分～午前11時30分

2 開催場所

鳥取地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

安西儀晃、佐藤順、西村教子、福本紳二、間庭弘美、森木田邦裕（委員長）

（事務担当者等）

小川判事補、松嶋民事首席書記官、山本刑事首席書記官、有井事務局長、浅野

事務局次長、松本家裁総務課長、渡邊家裁総務課課長補佐（書記）

4 議題

(1) テーマ：裁判手続のIT化について

(2) 次回開催テーマ等

5 議事

(1) 新任委員の紹介

(2) 委員長の選任

安西儀晃委員が鳥取地方裁判所委員会の委員長代理に互選された。

(3) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が、裁判手続のIT化に関し、鳥取地裁民事部におけるウェブ会議を用いた争点整理手続期日の状況のデモンストレーション及び解説を行った後、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり。

6 次回開催期日等

(1) 次回テーマ

「裁判所の利用について～仮庁舎での業務実施を踏まえて～」をテーマに意見交換する。

(2) 次回開催期日

開催候補月を令和5年2月とし、日時については追って指定する。

以 上

(別紙)

テーマ「裁判手続のIT化について」

○委員長

日本の裁判のIT化というのは大変遅れている状況で、ヨーロッパやアメリカ、また、アジアにおいても中国や韓国では、日本の民事訴訟法改正後の状況になっており、「e提出」といった、電子データを裁判所に提出するとか、争点整理手続だけではなく、口頭弁論手続などもウェブ会議で行うといったことが、世界では広く行われています。改正された民事訴訟法の施行は4年以内ということで、まだまだ少し先のほうになります。より良いものにしていこうということで今準備を進めているところです。

今日は、まず、それぞれの職場等で取り組んでおられるデジタル化等のお話も伺いたいと思いますが、先ほどのデモンストレーション等をご覧になって、率直な感想を伺いたいと思います。

○学識経験者委員A

まず、私の感覚で言うと、先ほどの模擬裁判を拝見して、大分進んできているという感想です。やっぱり裁判というと、もの凄い資料を山程抱えて、裁判所に行ってやり取りをするという印象が強いので、それが法改正の上で、民事であるような形でウェブで進められているというのは、大きな一歩というふうに感じましたし、ここまでもう進められているのだというふうに思いました。

○学識経験者委員B

大学ですと、最近は何でもオンラインで済ませてしまうことが多いので、当事者になったときに非常に利便性が高くなっているなと思いました。模擬裁判でTeamsを初めて見させていただきましたが、グループで分かれることができないんですね。Webexを使っていらっしゃるんだったら、そっちに移行するなりした方が分かれ

ることもできていいと思うのですが、そんなところもどんどん改善されていくと思うので、上手にコミュニケーションができるといいなというふうに思います。

○学識経験者委員C

商工会議所の会員業者についても、今、人口減少という問題があって、人手不足というのは顕著ですから、どの企業もデジタル化、IT化を一生懸命取り組もうという方向にはあります。ただ、資金力があつたり、従業員がたくさんおられたりするような大企業では、そういうことができる体力がありますが、小さな企業では、なかなかまだ意識もそこまでないですし、費用面もどれぐらいかかるか分からないというところもあって、できないという状況がございます。

ただ、これから先を考えたときに、IT化、デジタル化は避けられないと思いますので、裁判所の業務につきましてもIT化というのは流れとしては当然だというふうには思います。

気になった点として、今回のデモでは弁護士代理人が付いている上で双方がウェブでしたが、代理人を付けないというケースも当然にあると思いますし、そうなったときに、片方はアナログで、片方がウェブという可能性もあるとか、弁護士さんもお若い方から年配の方までいらっしゃると思うので、特に年配の方がITリテラシーを上げて標準化していきたいというふうに考えると、弁護士さんもちよつと大変なのではないかというふうに思いました。

○学識経験者委員D

先ほどのデモンストレーションで、こういう形ですというのがすごくイメージができました。

ただ、我々も介護や研修の場で使ったりしていますので、先ほどB委員がおっしゃったように、グループ分けせずに、一対一で会話するとき、「切りますね」で切り、再度つなぐという方法はすごく抵抗感があるなというふうに感じました。あと、弁護

士さんのように、ウェブをつなげる環境のある方がされる場合はスムーズに行くでしょうが、不慣れな方もいると思います。医療界でも電子カルテが一般化しているように思われていますが、実はそうではなくて、全体では25パーセントぐらいしか普及してないという現状もありますし、それがあと4年で100%実現するというのは、すごく大変なことなんじゃないかなというふうに感じました。

○委員長

一通り感想等を伺ったところで、説明を担当したE委員の方で、今までの感想等を聞いて、どのように思われましたか。

○裁判官委員E

通信を交互に切ったりつないだりするのではなく、グループ分けをする機能がある方が便利だという意見を伺いましたが、普段利用していてそういう意識がありませんでした。

現在の民事訴訟手続においては、T e a m s を先行して使い始め、いったんそれで動き始めると、違うアプリに乗り換えるのはなかなか難しいところだと思っております。

ただし、家庭裁判所の方は、先ほどお話に出たW e b e x の方を利用するようになっていまして、裁判所の事務においても、事件処理ではT e a m s とW e b e x を使い、会議や研修はZ o o m を使うなど、いろいろ使い分けております。

あと、デジタル化に対応できる方や対応が難しい方もいるという話を頂戴しましたが、民事訴訟法の改正によっても、弁護士には電子データでの申立て等が義務付けられるものの、それ以外の方は義務とはなりませんので、おそらく紙を利用される方も多いのではないかと思います。実際、全面ウェブ化されるわけではなく、紙が残るのは間違いないと思います。ただし、今後長い目で見ると、デジタル化になることは間違いないので、その中で徐々に置き換わっていくのではないかという感想を持ってい

ます。

もう一つは、裁判事務に携わっていると、何でもデジタル化できるわけではなく、例えば証人尋問では、本音がウェブではつかみにくいので、リアルな法廷に来ていただいた方がどういう態度でお話しになっているのかわかりやすいですし、紙の証拠などを見ても、例えば修正液で消されているかどうかなどについては、これは実際手に取り、透かしてみても初めて分かる、こんなこともございますので、リアルに行く分野は必ず残るといふふうに思っております。

○委員長

確かに、和解協議でいったん退出し、またこれをつないで、というのは大変まどろっこしいですが、接続をしたままで「いったん出てください。」という形でやると、勝手に入ってくるすることができます。だから、当事者だけでやっているつもりが、意外と知らない間に他の人が入ってきて全部聞いていたということになりかねないというふうなことがあって、それを防ぐためだということも聞いております。

○裁判官委員E

そのとおりです。さっきのデモンストレーションで、「ここはできるだけ安くなればいいです。」というやりとりを出しましたが、これは相手方には聞かれたくないことだと思います。そういう話のときに勝手に入ってくるのは問題ですが、操作性が劣るといふのは御指摘のとおりだと思いました。

○委員長

システムがより改善されていけば、そういう危険がないような形で使えるというふうになるかもしれません。それを我々も期待しているところです。

○学識経験者委員B

大学では、卒業論文なども一応儀式として紙で提出させています。卒論とか修論の関係は、ずっと大学で置いておくものなので、皆さんの卒論もとってあると思います。

しかし、デジタル化すると、そのデータの保存をどうするかということが問題になります。結局ハードディスクなどに入れると容量がどんどん大きくなり、ではCDでいかというと、30年とか10年とかということで耐用年数がすごく限られてしまいます。そうすると、永久に残しておくことはできないという議論になっていき、電子化するというのは、後から検索するにはとても便利だけれども、どこまで保存できるのか、編集されたり、消されたりしてしまうという問題なんかも考えないといけないと思っています。

オンラインが根づいている中で、大学では、こっちで授業を受けながら、こっちでも授業を流すみたいなことができるように言われています。学生にはオンラインのほうが気が楽なんですね。学生は、スタバでもコンビニでも見れるよ、と言っていたり、ファミレスで勉強していたら、隣のおじさんがオンライン会議を普通にやっているというようなことも聞きます。先日、私と同年代のような方が普通に町中を歩きながら会議をされていて、もう今はそんな感覚なのだと思います。

先ほどのように、専門家の弁護士さんだったらいいですが、普通に仕事しながら会議に参加するということもあり得ます。また、録画される危険もあると思いますが、そういう点はどういうふうに制限されるのかというのが気になっています。

○裁判官委員E

まさに今御指摘のところが議論されているところです。現在は、弁護士には信頼等があり、弁護士事務所であることを確認した上で実施しています。

今後、ご本人も使えるような状況になり、非公開の手続で録音などをされますと非公開でなくなるのではないかと、それら録音などを禁ずることをどのように周知するかというのは非常に気を遣う問題になります。

ウェブ会議があらゆる場所でできるという御指摘もあったと思いますが、それもそのとおりでして、非公開の手続で誰が見えてもいいのかとか、弁護士資格がなく、訴

訟代理ができない方がカメラの映ってないところにいるいろいろ指図などするおそれがあるというのが非常に問題でございます。そこをどのように担保するのかということとは、いろいろ議論されております。

家庭裁判所の調停手続も非公開ですが、弁護士がいない場合にウェブ会議をするとなると、最初に本人確認のために運転免許証が見えるように映してもらい、ご本人であることを確認した上で、パソコンのカメラ、スマホで周りを映してもらいながらするなどしています。ただ、本当にそれで防げるかという問題はあります。

さらに、手続中に周りに誰か来たり、当事者が場所を移動したりすると、また問題になります。それは多分、技術の進化、発展とともに必然的に出てくる問題ですが、そこを疑っていると一切使えなくなるというところがあえて問題ではないかと思っております。

データの保管に関しては、現在、紙の記録自体は保管年限が決まっており、永久保管にはしていません。判決書などの重要な結論の部分については30年間保管などというふうになってはいますが、ほかの記録は5年や10年というように意外と早く保管期限が経過します。ですから、そのようなものをどのように保管するのかは、記録の電子化という制度自体が始まってないので、おそらく検討中だと思われそうですが、一定期間の経過でどんどん消えていく仕組みにはなるだろうなというふうに私個人としては想像しております。

ですから、そういう意味で言うと、データがどんどんたまってサーバを圧迫することはないと思いますが、反面、保管中にデータが消えてしまったりとか、流出したりなどという危険は常に考えておかなければならない問題になるかと思っております。

○学識経験者委員D

情報が電子化されると、セキュリティの面がすごく大切になってきますが、病院施設でも情報の開示や流出や、サイバー攻撃など、日々のリスク管理がすごく重要にな

ってきます。そういった面で何か確実なリスク管理がされるようになるのでしょうか。地方裁判所から最高裁判所へとデータが行き来し、それにインターネット回線を使うと思うので、ますます情報がいろんな場所に飛んでしまうような、そんな危険性もあると思うのですが、そういった面で何か考えられていますでしょうか。

○裁判官委員E

現在、サイバー攻撃などに耐えられるのか、流出に耐え得るシステムが構築されているかという点、必ずしもそうではないですね。データをやり取りするときに一定の部分で、パスワードをかけてくださいとか、そういうアナウンスを徹底させたり、先ほどの会議でも、小単位にチームを作ったりなどしていますが、今御指摘のような強い防御システムが講じられるのは、これからの話になるのではないかと考えております。

○学識経験者委員C

地方裁判所と最高裁判所とのデータの行き来とありましたが、例えば今回のシステムも、最高裁判所が作ったシステムに各地方裁判所が乗っかってデータをアップロードするような使い方なのか、各地方でシステムを各自で作って持つのか、どちらでしょうか。

○裁判官委員E

現在は市販のソフトを使っておりますので、独自のシステムではありません。ただ、回線は専用の回線が使われているように聞いております。

しかし、インターネットでアクセスできる時点で、独自回線とは言っても外から入ってくることはできます。

作成したデータなどは、各裁判官のパソコンや、庁ごとのサーバには入っております。

○委員長

皆さんの職場では、データ管理ですとか、そういったことに関して、どのように対応されているのかということもお話しいただければ、我々としては非常に参考にしていけるというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○学識経験者委員A

中国電力におけるシステム、セキュリティの話をしていただきます。従来は閉ざされたネット環境であれば問題はありませんでしたが、今はお客様からの情報であったり、社内での書類のやり取りであったり、今年から取り組む予定である業務のデジタル化について、グーグルのクラウド上で会議の議事録などをテキスト変換するというようなこともやっております。これがあると、音声そのままテキスト化されるので非常に早いです。ログの観点でいきますと、セキュリティ上100パーセント大丈夫ということはありません。ただし、サービス提供の部分も協力してもらいながら、セキュリティ面を考慮した運用をいろいろ行っています。

それと、セキュリティ上で問題なのは、社員の皆さんにランサムウェアなどのメールがいきなり来まして、これが一番危ないです。普通のシステム上での攻撃であればファイアウォールなどで防げますが、個人に送られてきて、それを開いてしまって、そこから感染して一気に広まるというのが一番危険です。

私の記憶の限りでは、10年近く前からずっとそういった訓練を年に何回も定期的に行っておりまして、だんだんそのメールも分かりにくくなるようにしています。最初のうちは、明らかにこれはそういう訓練メールだというような形で来ていましたが、最近は名前が入っていたり、明らかに業務に近いようなもので送られてきて、よく見るとアドレスや内容がおかしいというもので、これを2回開いてしまうと、強制的に呼び出されて研修を受けさせられるという教育をしております。

○学識経験者委員C

訓練は、年に1回ですか。

○学識経験者委員A

年に2回ぐらいやっていますね。

○学識経験者委員C

それは、全社員を対象に、無作為に送られてくるのですか。

○学識経験者委員A

全社員に送られてきます。管理職だけには、時期が何となく伝えられますが、一般には全く知らされずに、いきなりメールが来ます。さらに管理職にも当然送られてきますので、割と管理職が引っかかりやすいということがあります。年配の方が研修に行っているという話は聞いています。

○学識経験者委員C

個人の端末にデータがあつたりすると、ちょっと怖いですね。

○学識経験者委員A

そうですね。ただ、実はこれも今のコロナの関係で、もう個人のパソコンには今データが残らないようにしてあります。

○学識経験者委員C

それはクラウドオンリーですか。

○学識経験者委員A

ええ、クラウドオンリーですね。だから、通常でいうCドライブなどのハードディスクにいったん入れたとしても、パソコンを切った瞬間に全部消えてしまうので、個人の端末には残らない状況ですね。その代わり、そのパソコンを家に持って帰ってリモートで仕事をすることもできるようになっています。

○委員長

医療機関はそういうデータ化といいますか、その点に関してはどのような状況で、どう受け止めて対応されているのでしょうか。

○学識経験者委員D

もともとは医療安全であったり医療事故防止の観点から、電子化、デジタル化が進んできましたが、最近では、働き方改革により、業務の効率化を目指してのIT化であったり、それからAIを活用するという点で、私がいる施設では、まだまだ購入はできませんが、業者のほうから、どんどんそういった売込みが来ているというふうな状況です。

検査担当者と話をしたところ、システム上でセキュリティを強めることは、ある程度のことではあるかもしれないけれど、100パーセントではない、最終的に言えるのは職員のモラルだということをすごく強く言っていましたので、いかに職員に情報を漏えいさせないとか、要らない情報を得ようとしめないなどの教育をするのは本当に重要だというふうに思っております。

○委員長

職員全体がデジタル化に関して使いこなしていくための苦労というのはあるのでしょうか。

○学識経験者委員D

電子カルテが導入された時、本当に皆が知らない状況でしたので、個人的に教育を受けて、計画的に教育していったことはありますが、最近ではそこまでではなく、新たな部分が追加されれば、それに対して指導を行い、現場での教育をするという形にしています。その過程で、機械がマスターできないという状況があると、医師の補助事務作業員を活用し、フォローしているというような状況です。

○委員長

IT化が進んでいくことによって、相当仕事はしやすくなっているということはあるでしょうか。

○学識経験者委員D

私は看護師ですので、例えば病室でナースコールが鳴りましたら、以前はナースステーションの中で取って出ていましたが、今はPHSが使えるようになったり、あるいはナースコールを押せないような高齢者の方がたくさんおいでになりますので、そういった方は別途センサーをつけて、そのセンサーの監視によってPHSに連動させて、いち早くベッドサイドに駆けつけるなんていう、そういったこともしています。そういった意味では、時間が削減できて効率よくできているとかあるんですけども、そういったセンサー類を多用する中で、センサーがおかしくなるんですね。それでかえって仕事が増えるといけないというので、全てそれが効率よくなっているということではなくて、IT化が進んだが故の弊害も起こっています。

○委員長

先ほど、大学で講義も相当ウェブでやっていたということで、そういう研究の環境というのもデジタル化によって相当変わってきているということもあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○学識経験者委員B

学会は、オンラインになって、今年ぐらいからはハイブリッドになっています。そうすると、先生方とのコミュニケーションや懇親会がなくなったり、今までのような先生方とのやり取りというのはちょっと不足したりしてきたような気がします。

うちは昔は本当に紙ベースのものを一生懸命作っていましたが、デジタル化によりそれがなくなったので、随分助けられていると思います。大学は、会社などとは違うので、職員以外、教員も学生もパソコンは個人持ちで、データ保管が大体パソコンばかりになってしまっていて、逆に作品が消えてしまうということがあります。それから、例えば成績データが漏えいしてしまうなどという問題があります。さらに、システムが個々に増設され、それが乱立状態になり、これは何々システムに入れてください、これはメールでやってそれから見てください、というようなこともあります。

学生や我々に出す情報なども、これは外のリアルな掲示板です、これはメールで出しましたと様々で、重層化してきた情報発信を一本化してほしいけれども、予算の問題もあります。裁判所と同じように、よその人とのやり取りというものをベースで考えていくことになると、重層化することで、余計に混乱してしまうのではないかとこの部分もあると思うので、そういうところで問題が出てくるのではないかとって心配しています。

○委員長

今日はウェブ会議がメインの説明でしたが、「e提出」ということで準備書面とか証拠とかも全てインターネットを通じて送られてくる、そのデータをどう管理していくか、数多くの事件があり、しかもいろんな種類の書面が送られてくるということになりますから、その管理が適切にされるのかどうかというのは大きな課題になっていくのではないかと考えているところですが、そういったデータ管理等のノウハウというのは、どのような形で教育されているのでしょうか。。

○学識経験者委員C

商工会議所の方は遅れていると思うので、これからです。中国電力さんが相当進んでいるように思います。

○学識経験者委員A

教育は昔から結構徹底しています。先ほど申し上げたメールだけではなくて、情報セキュリティ教育というのが毎年ありまして、そういう動画を見たり、あるいは実際にその職場での対応の教育であったり、いろんなことで徹底はしております。

会社では、元は情報通信部門と言っていましたが、今年からデジタルイノベーション本部というふうに名称を変えまして、そこがもう全組織を統括をしております。だから、いろいろなシステムを組むとしても、そこを通さなければいけなくなっています。既存の分を併合するみたいにして、あまり増築を重ねる形ではなく、結構整理が

できているという気はしております。

ただし、保存期間であったり、アナログとデジタルの区分けとかいうのにも話はちよつと関係はしてくるとは思いますが、例えば、お客様との土地等の権利の契約書であったりとか、文書で必ず残さなければいけないものというのは、100パーセント電子化することは不可能ですので、それは引き続き書面に残し、書庫に入れて保管をしております。一方で、永年保存の電子データというのがあり、それを保存する電子書庫みたいなものがありまして、そこに入れるときに、これはセキュリティ上問題ないかとかいうような、ここはこういう場所ですよというのが強調されて、誤って皆が見られるようなところには入らないような、そういったチェックがかかるような形にはなっています。

○委員長

紙ベースで保存するものもある、その一方で電子化もしているということでしょうか。それは重複しないようにしているのでしょうか。

○学識経験者委員A

紙のものは紙です。ただし、一応目録のようなものは作り、その目録だけは電子化をして保管をしております。本体をスキャナーで撮ったりはしていないですね。

○委員長

小さな企業などは、費用、コストの問題等があるというふうなお話がありましたが、IT化を進めるに際し、経済的、物理的な問題が障害になっているということでしょうか。

○学識経験者委員C

小規模な事業所は大々的に進められず、進める時間もないようです。皆さん、現場に出て働いているので、できないというふうなところも結構あります。ただ、生産性向上という部分にしても現に言われているので、例えば製造業だったら、各部門がシ

システムを組んで、その部門だけが分かればいいというのが、今は、誰がどの部門でも一目で分かる、可視化しようというような動きがちょっとあるので、IT化というよりはDX化みたいな形が進んできてはいるようです。でも、やっぱりどれぐらいコストがかかるかが分からなくて、システムを組むと何千万とかかるので、なかなかそこに踏み出せないという企業さんはいらっしゃるかなということですね。

○委員長

ただ、取引先の方が進められてきて、そういう対応をしてもらわないと困るというような圧力といったものというのはありませんか。

○学識経験者委員C

私が聞くところでは、鳥取の企業の方でこういうのをIT化したいという希望をしても、先方がファックスのほうがありがたいと言われてたりするようです。ファックスのほうが見逃しがなく、メールなどで来たら見逃すらしいです。そのため、ファックスでお願いしますというのがいまだにあるらしくて、なかなかその部分をIT化できないというのを聞きます。

○委員長

正直、私などもずっとある意味紙で作業していた人間ですので、パソコンで見ながらいろいろ作業をするものが増えてきておりますが、実際、紙で手元に置いておかないと見逃してしまうという、そういう不安があってなかなか踏み切れなくて、困ったことだなと思ってはいるところです。やはりそういう意識というか需要というのは、根強くあるということなのですね。

○学識経験者委員C

二千数百社ぐらいが相手方になると、それをファックスで一斉送信するというのは結構なコストがかかるんですね。それを何とかメールにしたいということで、皆さんにメールを教えてくださいとお願いしますが、高齢者の方はメールを持っておられま

せん。携帯の、ガラケーのメールぐらいは持っておられるんですけど、なかなか資料を添付して送るような仕組みがつかれないものですから、やっぱりアナログとデジタルというのがあって、完全に移行というのはなかなか難しいですね。

○委員長

裁判所としても職場を挙げて、最高裁にもデジタル推進室というのができ、それを受けて高等裁判所のほうでもデジタル企画室ができ、デジタルの推進に向けての意識を進めていこうという取組を進めているところですが、実際の仕事のやり方はあまり変わっていないというところがないわけではないです。

その辺の意識の変革といいますか、変えていくということについては、何か工夫されているようなこととか、職場の中ではありますでしょうか。

○学識経験者委員D

意識の変革というか、デジタル化であったりIT化を進めていく上で、現場で実務をしている者が求めていることと、業者の勧めるものがなかなか一致していません。ですから、先ほどプロジェクトの部門があるとの話がありましたが、そういった部門が必ず必要だというふうに思います、業者の方で、こんなシステムができました、あんなことができます、と勧めてくれますが、それを現場でどのように活用できるのか、そういったことが直結していません。

やっぱりそういうことをしたら、後ではこういうことに展開できるとか、現場で使おうと思ったら、このように行動を変えれば、運用を変えればできるということをアドバイス的に考えてくれるような、そんな部門がいることで、なかなか行動が変えられなかったり、運用を変えられない方も、それだったらできるという形で変革しやすいのではないかというふうには思っています。

○委員長

ところで、中国電力はデータ絡みの処理の意識は相当浸透してきているというか、

そういう状況なんでしょうね。

○学識経験者委員A

かなり取組自体が長いこともありますが、デジタルイノベーション本部だけで私のイメージで100名とか、それぐらいいるのではないかと思います。システム開発、発電部門、電気を送る部門とか、それぞれに担当がおります。

今必要なこういうシステムとか、今後予定しておるようなものがあれば報告をしてください、というようなものの調査も定期的にあります。

ただし、やっぱり皆さんおっしゃるように、システム開発っていうのはお金がかかるんですね。そこは上限を定めていないと、もう青天井になってしまいますので、最初から各部門、予算はこれだけですよということが決まっており、それで長期的に優先順位を考えて、全社でIT関係の予算を考慮し、整備や導入順序の調整をやっています。

○委員長

先ほど言われたとおり、需要とその開発とのすり合わせみたいなことが、社内でシステマ的にしっかりと行われている、そういうのがつくり上げられている、本当に理想的な環境なのかなということを今伺って思いました。

○裁判官委員E

弁護士については、私の想像ですが、それぞれ規模からしたら、事務所をお一人、お二人とかでやっているところが多いように思いますので、いわゆる中小企業さんみたいな感じじゃないかなと思います。取り組んでおられる事務所はかなり熱心ですし、年齢にかかわらず、早急にやりたい方と、必ずしもそうでもない方、両方おられるように思います。

○委員長

鳥取では結構、すぐ近くにいる弁護士であれば出てこられるということが多いよう

で、そういう意味では出廷していくための手間を惜しむという需要は薄いのかなと思
っているところですが、ただ、そこで何とか、いろんなメリットをアピールして、こ
れから使っていってもらおうと思っているところです。

○裁判官委員E

今お話があったとおり、近隣に事務所を構えておられる弁護士さんが多いですから、
来られることが多いようです。それでいくと、米子ですとか、そういうところの弁護
士さんとか神戸とか福岡など、鳥取ではない弁護士さん同士が付いている事件なんか
は、ウェブ会議を進めるようにしています。

○学識経験者委員B

そもそもの情報リテラシーとか、インターネット環境に対する感覚が、世代がもう
変わってきています。特に、大学生になると、もう画像の世界で生きていて、文字や
紙でという感覚はもうないんですね。例えば、メールでパソコンのエラーが出た写真
を送りつけてきて、その趣旨が、「レポートを出せなかったんです。」というメッセ
ージだったり、体温計の画像が送られていて、「休みたい」というメッセージなのか
なとか、文字化することを極端にやらなくて、そういう写真で送ってくるんです。

では、そっちのほうが発端だから、そっちの意識に我々が寄せた方がいいのか、ち
ゃんと自分の言葉にきなさいというのは時代遅れなのかというと、変だなあという気
もします。

先ほども言ったように、ウェブ会議も道を歩きながらやってもいいじゃないですか、
多分そんな感覚にもなってくると思います。

○委員長

本当に今日は興味深い話をいろいろ伺わせていただきましたけども、日本の裁判所
も何とか世界に追いつけるように、これから頑張って取り組んでいきたいと思っ
ております。先ほどから出ていましたように、セキュリティの問題ですとか、非常に重要

な問題だと思っていますので、今日の話も参考にしながら、これからしっかりと取り組んでいきたいと思っています。